

5月11日(月)から授業を開始するにあたり、非常事態宣言が5月31日(日)まで延長となったことを考慮して、具体的には以下のとおり実施いたしますので、十分にご確認ください。

○原則的に、全ての授業を遠隔配信します。

- ・初回の授業は必ず大学で準備した Zoom を利用してください。2回目以降は、別の遠隔配信システム（例えば Moodle）で実施することも可能としますが、その場合は、第1回目の授業等において、全ての履修学生に通知するとともに、利用方法についても十分に周知するなど、科目担当者の責任において実施してください。
- ・最初の1週間（5月11日～16日）における初回授業は、接続の確認と遠隔による授業実施方法の調整と修正などのオリエンテーショナルな内容とし、実際の授業の開始は2回目以降に行ってください。シラバスの変更が必要な場合は行っていただいて構いませんが、必ず、学生にはシラバスに変更がある旨を説明してください。
- ・出欠の確認については、Zoom では当面の間は確認できませんので、ポータルサイトのアンケート機能の小テストや課題の提出等を活用して確認し、各自手動でポータルサイトに入力してください。
- ・どうしても遠隔講義を受信できない学生については、原則的に大学構内の空き教室等で遠隔講義を受講させます。致し方のない理由により、対面受講となる学生がいる可能性もゼロではありませんが、その場合は入試・教務課で個別に対応します。
- ・実験・実習・実技・演習については、原則的に対面による授業は中止し、遠隔配信できる内容に変更してください。3密にならない状態を常に保ち、本学の6原則を厳守して実施できることを保証できる場合で、かつどうしても対面による実習が必要な場合、各ユニット、部門において実施方法等の適否について検証し、ユニット長・部門長の責任において実施してください。
なお、移動制限や自宅待機要請等により、どうしても対面による実習を受講できない学生もいますので、その学生が単位の修得という点において不利な状況とならないよう各科目担当者の責任において実施くださいますようお願いいたします。

○原則的に、全ての授業を録画し、補講等に利用します。

- ・録画した授業は、リアルタイムで遠隔受講できなかった学生のために活用します。
- ・学生への提供方法は、オンデマンド配信サーバで本学学生だけに配信できるよう準備を進める計画ですが、当初は間に合わないため、とりあえず本学内のファイルサーバに保存し、大学の LAN に接続された PC 等から、補講としてビデオを視聴できるようにする予定です。
- ・どうしても遠隔で受講できない学生で、対面による受講も難しい学生については、DVD に記録して送付する等の措置を検討しています。
- ・授業の録画と学生への提供の可否については、事前に承諾書により確認します。
- ・録画と学生への提供にご同意いただけない場合、遠隔で受講できない学生への対応については各教員の責任において行っていただきますのでご注意ください。
- ・なお、著作権の問題について、令和2年度は授業目的で利用する場合は特例的にある程度自由に学生に提供できるほか、授業目的公衆送信補償金についても無償とする旨、文部科学省より

通知されておりますので、今年度は問題ありません。

- ・ただし、著作物の利用に関して若干の注意点がありますので、別途お知らせする予定です。

○帯広に来られない学生、ネット環境の整わない学生等、全ての学生について、単位の取得という点においては決して不利にならないように扱います。

- ・遠隔による受講も対面による受講も難しい学生の情報については、後日、各教員に提供する予定です。それらの学生が、単位の修得において不利な状況がないよう、十分にご配慮ください。
- ・それらの学生は、受講できるまでに数週間掛かってしまう可能性もあります。このため、小テストやレポートを課す場合は、期限を長めに設定するなどの工夫をお願いいたします。
- ・どうしても授業動画を視聴することが難しい学生がいるとも予想されます。必ず、授業資料をポータルサイトや Moodle 等にアップするとともに、授業動画がなくとも学習できるよう工夫してください。
- ・履修学生への情報提供は、原則的にポータルサイトで行ってください。他のツールでも構いませんが、複数のツールを使用することにより学生を混乱させないようにご注意ください。
- ・全世界的な不測の事態です。いつこの状況が終息するのか、目処を立てることも難しい状況です。こうした状況の中で、本学に在籍している学生について、学生が置かれている状況によって、単位の修得において不利な状況がないよう、各科目においてご注意ください。

(濃厚接触者の定義)

学内における濃厚接触者の範囲は次の通りとし、病状や保健所からの指示によって変更する。
以下の2つの場合で接触時期が、発症2日前からの者で、

学生の場合

- ・同じ授業に90分1コマ1回以上出席していた人
- ・同じサークルに所属し、屋内で1時間以上一緒に活動した人
- ・至近距離（1メートル以内）でマスクなしで対面、会話を15分以上した人

教職員の場合

- ・同じ事務室で1時間以上勤務した人
- ・至近距離（1メートル以内）でマスクなしで対面、会話を15分以上した人